

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

労働者派遣法第四十九条の三では、「派遣労働者は、その事実を厚生労働大臣に申告することができる。」と定められております。

舛添大臣は、二月九日の当委員会で、派遣労働者の直接雇用の問題をめぐってこのように答弁されました。「問題があれば、各県の労働局に特別の窓口がありますから、ぜひそこに飛び込んできてくださって、こういうひどいことをやっているんだよと言ってくださいれば、必ずこれは立ち入って必要な指導をやっていきます」と、まさにこの申告制度の活用を呼びかけられたわけあります。

実際に全国の各県で、労働局に対して、派遣労働者たちによって、労働者派遣法に基づく直接雇用の指導、勧告を求める申告が始まっています。私も調べてみましたが、これに積極的に対応している労働局もあります。けれども、そうなっていないところもあちこちであるというのが実態です。

例えば愛知労働局に、パナソニックで働いていた派遣労働者が、三年を超えて派遣を受け入れており、自分は直接雇用されるべきではないかと申告したにもかかわらず、受け付けてもらえなかつたと。三菱電機で働く人の場合も、最初は受け付けてもらはず、二度目に行って、何で受け取ってくれないのかと同行した者が厳しく主張して、ようやく受理されたということです。

そこで、舛添大臣、こんな対応は大臣の答弁されたことと違うんじゃないかな、申告はまず、あつたらすべて受け取るというふうにすべきだと思うんですけども、そこは間違いませんね。

◆舛添国務大臣 派遣労働者からの申告が各労働局にありましたら、これを最優先で対応することであり、法違反があれば確実に指導監督を行うということで、個々の事案について、今おっしゃったことが本当なのかどうなのか、これはよく調査してみないとわからないと思いますが、それは、関係者の数がどれだけある、現場の状況はどうだ、書類はどういうふうになっているか、そういうことによって時間の差があると思いますが、すべてについてこれは対応するということでありまして、できる限り迅速にやることで、今後とも適切にそういう指示を出していきたいと思っております。

○笠井委員 すべて受け取って対応するということです。まさに受け取ったら必要な指導を迅速にやっていくというのが大臣の答弁ですが、ところが、この労働局の担当者は、申告を受け付けると直接雇用にしてくれると思われるから、こう言って渋ったというわけであります。調べる前からこんなことを言っている、そして受け取ることを渋るというわけです。

愛知だけじゃありません。山口でも、マツダの防府工場で派遣切りに遭った当事者三人

が、労働組合の人と一緒に労働局まで行って企業への指導強化を求めました。マツダは、派遣とサポート社員という違法なクーリング期間を繰り返すことで派遣上限期間を超えて働くかけており、新たに二〇〇二年からの偽装請負の事実も証言をされております。ところが、当事者がさまざまな資料を持っていって告発しているのに、山口労働局は、個別企業のことは答えられないという対応がありました。マツダのある広島でも、厚労省の本省の担当者は違法行為が確認されれば雇用保険の適用も通算して対応すると説明したケースを、地元の広島労働局は、関係ないということで対応しております。

要するに、現場の労働局の中には、できるだけ申告は受け取りたくない、法違反があつたとしても直接雇用になるべくしたくない、そういうためらいとか姿勢があるということじゃないですか。大臣、いかがですか。

◆舛添国務大臣 今は笠井委員のおっしゃることを一方的に聞いていますから、現実にそれが事実であるかどうかはちゃんと調査しないといけないですし、個々について一々のコメントはしませんが、労働者派遣法に基づく監督というのは法律において決められているわけで、労働者を守るためなので、受け取る地方の各労働局の担当が、直接雇用したくないから何とかというのは、そういうことはあり得ないと思いますし、仮にもそういうことがあれば、これは法律に基づいて職務をやっておりませんということになりますから、厳正に私が指導をしてまいります。

しかし、とにかく事実を確定することが大切ですから、今、笠井委員から、さまざまな地方の労働局について、こういうことがあるのではないかという疑問が呈された、そのことについては真摯に調査をし、対応してまいりたいと思っております。

○笠井委員 法律に定められていることがきっと現場ではやられていないということがありますので、私申し上げたわけで、きっと調査をしていただきたいと思います。

舛添大臣は、労働局に、特別の窓口にぜひ飛び込んできて、こういうひどいことをやっているんだよと言ってくだされば、必ずこれは立ち入って必要な指導をやっていくと明言されたわけですから、その趣旨を徹底して、窓口での対応を調べて、問題があれば申告の受理に始まる現場の対応をきっとする、そして法違反を正して直接雇用を果たせる、その義務を果たさせるということで、企業に対する指導監督をきっちりやっていただいて是正させるべきだと思うんですが、改めてその点をきっと答弁願います。

◆舛添国務大臣 これは、派遣労働者からの申告だけではなくて、苦情相談も受け付けておりますし、匿名による情報提供もある、またマスコミの報道もある。その端緒になるものはいろいろありますけれども、そういうことがあれば、必ず適切にすべてについて対応し、そして法律に基づいて厳正に処分をする、そして指導をする、これは全く変わらない一貫した方針でございます。

○笠井委員 この申告というのは文書でなくても口頭でもよいということとか、いろいろなことがあると思うんです。

つまり、切られた派遣労働者の方は、法律上どういうふうなことで、書式とかややこしい話とかというのは、御自身のところではそう簡単にそろえるのは大変です。そういう形でいうと、口頭でもよくて、それを受けた労働局が懇切にちゃんと話を聞いて調書をつくる、そこから出発することになっているはずであります。

私はそういう丁寧な形できちつとした対応をすべてにやるということが必要だと思いますが、なかなかそうなっていないわけですから、私は大臣に、ぜひ、各県の労働局あての必要な指示なり、通達なりもこの間出されていますが、追加的にも、今の現状を踏まえて必要ならそういうことも出すことを含めて徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆舛添国務大臣 みずから申告ということでやる場合には、私は絶対に文書以外はダメだと思っています。

なぜかというと、きちんとした事実確認をみずから手でやられるときは文書でやって、それに基づいてやることが法律をきちんと履行する道であって、じゃ、例えば、今おっしゃったように、それは面倒くさいじゃないか、書類がどうじゃないかというときには、先ほど申し上げたでしょう、苦情という形で相談で口頭だけでやつたって。だから、やらないということじゃないんです、そこを発端としてやることができますから。

そういうことをきちんと総合的にやりますので、どうか、そういう方のためにも、今言った配慮は働くさせていますけれども、申告という制度、法律に決められた制度については、私はそこは譲りません。

○笠井委員 まず窓口に行くときには、口頭でいくということでもいいはずです。これは、厚生労働省はそういうふうにやっていますよ、言っていますよ。現場でそうなっていますよ。それを聞いて、ちゃんとそのところはそれに基づいて調書を整える、そこは文書になります。そこがあることは明確です、それは行政ですから。

しかし、最初から文書が整っていなかつたらそういう申告にならない、これはダメだという話にはならない。そこはちゃんと言ってもらわなきゃ困ります。そこを言わぬとあいまいにしたら、ダメですよ。全国でこんな一斉に起こっているんですからね。そこは、こんな言い方ダメですよ、大臣。ちゃんと言ってください。

◆舛添国務大臣 何度も説明をしているように、何をもって指導監督するかというと、いろいろな端緒がある。あなたが言ってもいいんですよ、マスコミが報道で言ってもいいんですよ、何でもいい。そういうことに基づいてきちんとやるけれども、労働者みずからが申告するときは文書でやらないと、ああ言った、言わないということになる。

窓口で拒否するということを言っているんじゃなくて、どんどん来てください、口頭でやってください、何でも構いません、しかしきちんと法律に基づいて施行するときは文書

が要りますということなので、あなたの最初の質問は、文書じゃなくていいようなことを言うから、違うよ、法的な要件をきちんと守る、そしてちゃんとやるということは何度も言っているとおりでございます。

○笠井委員 今大臣が言われたように、口頭でやってくださいということなんですよ。そこから始まってということなので、そこは、その上でちゃんと窓口で相談に乗って調書をつくるのを手伝ってやるということで、そこからは行政ですから当たり前です。それはいいですね、それで。

◆舛添国務大臣 法的な要件をきちんと守った上で、心のこもった対応をいたしたいと思っております。

○笠井委員 総理、この派遣切り、非正規切りによって多数の労働者が職を失って、住居も失って、路頭に迷うような事態が年度末に向けて一層深刻になります。

政府として、派遣労働者からの申告をきちんと受理して、違反が確認された場合に厳正な指導を徹底して、雇用を守るために全力を尽くす、そういう姿勢で臨むということでおろしいですね。

◆麻生内閣総理大臣 先ほどいろいろな方の御質問にも出ておりましたけれども、派遣切りに伴います、もしくは雇いどめに伴います解雇が発生しているということに関しましては、年末に限らず年度末についても同様なことが起り得る可能性が高いという御指摘は、私どもも大変憂慮しているところであります。

したがって、そのために、一連の、派遣先が派遣元との契約を解除するというのに関しては、関連企業での就職のあっせんをお願いするとか、また就業機会の確保というようなことをずっと指導徹底してきているところ、これは先ほどから舛添大臣も同じことを申し上げておられるんだと思います。

そして、いわゆる派遣元事業主に対しましては、これはよほどのやむを得ない理由ということがない限りは解雇ができないという旨を定めた労働契約に関する法律がありますので、その啓発指導、これは派遣元と派遣先とは違うんですよ。また、労働基準法というのがありますので、労働者派遣法に基づく指針というのがありますので、これに違反した事業主に対しては指導監督というのを徹底できる立場にありますので徹底する。

いずれにいたしましても、今後とも、法令というものがきちんとでき上がりつつありますし、またでき上がっているものもありますので、そういったものに合わせて厳正、的確に対応してまいります。

○笠井委員 最後にもう一つですが、去る一月九日の当委員会で、河村官房長官は、私の質問に対して、雇用の維持に最大の力を果たしていく、これも企業の社会的責任の一つだというふうに述べられて、内部留保の活用について経営者団体等々を通じて要請を強くし

てまいりたいと答弁されました。

ところが、これに関連して、二月二十四日の参考人質疑で、宇都宮健児派遣村名譽村長からは、内部留保の活用で企業の社会的責任を果たさせるように強く求める意見が出された一方で、日本自動車工業会の代表に政府からの要請があったかどうかを確認しましたところ、記憶にないという答弁がありました。

そこで、官房長官、政府として、いつ、どのような経営者団体等々に対してこの問題を強く要請されたんでしょうか、お答えください。

◆河村国務大臣 御指摘の点でございますが、個々の企業等と、個々の団体等と直接的なというよりも、総理と経営者側との懇談会を持ち、あるいは経済産業大臣が日本経済団体連合会に出向かれたことと、厚労大臣もそういうことをやっておられますが、そういうことを通じて、企業にとっても雇用という問題は、やはり企業は人なりでありますから非常に大事なことであると。こういう危急存亡のときではあるが、企業にとっても大変なときかもしれないけれども、こういうときこそ人材を確保していくという視点が要るのではないか。これはやはり、企業の一つの大きな社会的責任もあるんだから。

内部留保というのは、これだけに使うんじゃなくて、企業の長期展望に立ったものであるというようなこともございました。しかし、企業はどうしても人件費のウエートが高いですから、こういうときにどうしてもそこに目が行くけれども、これが主たるものでなくして、やはり企業の長期的展望に立った、雇用の維持を含めた経営をやってもらいたいんだ、こういうことを強く要望したところであります。

○笠井委員 私たちも、内部留保を全部使えと言っているわけじゃなくて、今言われている四十万とも言われる一斉に切られる人たちに対して、製造業がためている内部留保の一%でも使えば雇用できるじゃないかということを言っているわけであります、まさに企業の社会的責任の問題だと思います。政府として、それをきっちり果たさせて雇用の維持確保を要請するのは当然の役割だと私は強調したいと思います。

時間が参りました。予算をめぐってしっかり審議すべき問題はまだまだあります。尽くしたとは言えないということで、さらに徹底審議こそ必要であることを強調して、私の質問を終わります。